

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中間市長 福田 浩

市町村名 (市町村コード)	中間市 (40215)	
地域名 (地域内農業集落名)	上底井野地区 (上底井野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区の農業は水稻・麦・大豆を中心とした土地利用型農業が展開されており、法人経営体が存在していないため、認定農業者等が中心となって耕作しているが、担い手の高齢化が進んでいる状況である。また、担い手への集積は進んでいるが、集約化が進んでいない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻・麦・大豆を中心とし、野菜等の高収益作物の作付も推進していく。担い手の高齢化が進んではいるが、後継者等が確保できている状況であるため、担い手が途切れることの無いよう関係機関と協力して事業継承等を支援していく。また、地区の担い手への農地の集積・集約を進めるとともに効率的に生産していくため、スマート農業の導入等を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.71 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域内農用地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区の担い手へ集積していくとともに効率的に耕作できるよう集約も図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、所有者の意向及び担い手の経営意向を斟酌しながら段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
生産効率の向上を図るため、農道や水路の整備、ほ場の整備等の基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内での担い手の確保を基本とし、担い手の意向を踏まえつつ状況に応じて他地区からの新たな担い手の確保を行っていく。また、関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に向け、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の意向を確認しながら作業の効率化が期待できる防除作業等については、農業支援サービス事業体の活用も視野に入れていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥類や獣類(アライグマやイノシシ等)の捕獲体制の強化等、被害防止に取り組む。
- ②減農薬・減肥料等を行った作付けを推進する。
- ③農作業の省力化・効率化を図るためスマート農業の導入に取り組む。
- ⑦農業上の利用が困難な農地の保全・管理等を行い、遊休農地の発生防止を図る。
- ⑧農道や水路等の修繕等を行い、農業用施設の維持・管理する。